

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会」

第3回議事概要

日時：令和4年5月12日（木）16：00～17：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学 社会学部 教授

（構成員）

小島 勇人 一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事
三浦 雄二 全国市区選挙管理委員会連合会事務局長
木村 真治 札幌市選挙管理委員会事務局選挙課長
久保 正義 広島市選挙管理委員会事務局次長
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長
廣井 孝一 元船橋市選挙管理委員会事務局長
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長
大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐
西村 克仁 甲府市行政経営部行政経営総室デジタル推進課長
深澤 安伸 富士市総務部デジタル推進課長
竹村 亜希子 南国市情報政策課長
本山 政志 埼玉県町村会情報システム共同化推進室長
西川 亨 全国知事会調査第一部長
百武 和宏 全国市長会行政部長
小出 太朗 全国町村会行政部長
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー
笠置 隆範 総務省自治行政局選挙部選挙課長
清田 浩史 総務省自治行政局選挙部管理課長

※湯浅 壘道 構成員は欠席。

（準構成員）

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 公共企画開発本部企画部長
山口 友久 行政システム株式会社営業統括部課長
永尾 英則 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部第1開発課長
出野 寛幸 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム開発本部住民情報システム開発センター住民情報システム技術部課長

西澤 那智	株式会社電算公共開発本部ソリューション1部主幹
藤野 正則	日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
畝本 卓弥	株式会社日立システムズ公共情報サービス第一事業部第一開発本部第三開発部技師
杉江 嘉昭	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部マネージャー
藤井 俊介	株式会社ムサシ選挙営業本部 本部長

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料説明
 - ・全国市区町村等意見照会結果を踏まえた検討の概要について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

- デジタルガバメントの利用環境については、デジタル庁と連携の上、検討を進めてもらいたい。オンラインでのサービス提供となることで、従来オンプレミスで行っていた作業について、スムーズに行えなくなる等の事態が発生する可能性がある。例えば、大量印刷時の PDF データ出力に係る通信環境への負荷等が懸念される。
 - ご意見を踏まえ、デジタル庁との検討を進める。
 - デジタル庁においても、認識に相違ない。現在、全標準化業務を対象に、横並びでの精査を行っている。今年度6月を目安に、指針を提示する予定である。
- ガバメントクラウドについて、現時点では利用回線が明示されていない点を懸念している。
- 自治体としては、ガバメントクラウドの利用にあたり、リスク管理についても十分に議論いただきたい。
 - 意見として承知した。追加で質問等がある場合は、適宜事務局までご連絡ください。また、今後、デジタル庁による照会も実施予定のため、照会時にデジタル庁宛てに意見を提出していただく形でも構わない。
- 在外投票におけるインターネット投票の導入については、これまでも議論されてきた点と認識している。標準仕様書 1.0 版において、本論点に係る内容は記載される予定か。
 - 本論点については、調査研究を進めている段階であること、政府以外における検討も必須であること等を踏まえ、標準仕様書 1.0 版への記載については慎重に進める必要がある。
- 選挙業務のデジタル化に係る議論を進めてもらいたい。例えば、二重登録通知の通知・照会事務等は、既存の制度内でも検討の余地があると考え。
 - 引き続き検討する。
- P19 について、デジタル庁との非機能要件やデータ要件、連携要件に係る協議の状況を確認したい。
 - デジタル庁としては、今年度夏の標準仕様書 1.0 版の公開に向け、迅速に作業を進める想定である。デジタル庁と各標準化業務担当府省との協議や、デジタル庁と自治体間の協議、協議を踏まえた修正作業等、適切なステップを踏んで作業を進めていく想定である。
- P28 について、本標準化業務においては、いずれのシステム調達単位も許容されるという認識で相違ないか。また、許容される場合、選挙人名簿システム内に住民マスタを管理するシステムと、管理しない

システムのいずれも存在するということか。

→二点とも、ご認識のとおりである。過去の検討会等にて、システム調達単位は各団体の状況に応じて選択を行っている旨が確認されたため、引き続き各団体の判断に委ねることとしている。P28 下部「標準仕様書の対応」に記載のとおりである。

以上